

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年2月28日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第133号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第63条第2項第2号中「第19条の8第1項」を「第19条の13第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(中央卸売市場第一市場管理課)